

## 令和5年 第5回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年5月10日(水)										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時35分										
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1番 小椋 清美</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3番 難波 基訓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4番 柳井 正信</td> <td style="text-align: center;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5番 正影 博一</td> <td style="text-align: center;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓		4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓											
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司										
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔										
6番 河中 司											
不応招委員	8番 北山 政士、9番 近藤 克己										
出席委員数	8名										
欠席委員数	2名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)										

議事日程	審議事項				
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	会期の決定				
日程第3	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について				
日程第4	報告第8号 農地法第3条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて				
日程第5	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について				
日程第6	議案第21号 非農地証明願について				
日程第7	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について				
日程第8	議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について				
日程第9	議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について【農地中間管理事業】				
日程第10	議案第25号 農地利用最適化推進委員の辞任について				
日程第11	その他				
委員提出議案の提出	—				
会議録署名委員の指名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">3番 難波 基訓</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4番 柳井 正信</td> <td></td> </tr> </table>	3番 難波 基訓		4番 柳井 正信	
3番 難波 基訓					
4番 柳井 正信					

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち8名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、3番 難波 基訓 委員、4番 柳井 正信 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の37番から40番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和5年第5回農業委員会議案2ページをお開きください。報告第7号、農地法18条第6項の規定による解除について。</p> <p>番号37、所在、●●、田、1、228㎡、貸付人は、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号38、所在は、●●、田、2、093㎡、貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号39、所在、●●、田、250㎡、貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号40、所在、●●、田、他計4筆、7、514㎡、貸付人が、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>以上4件です。</p>
会長 川口	<p>続きして、日程第4、報告第8号、農地法第3条の規定による許可後の所有権移転の取りやめについて、この報告の2番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案4ページをお開きください。</p> <p>報告第8号、農地法第3条の規定による許可後の所有権移転の取り止め</p>

<p>会長 川口</p>	<p>について。</p> <p>番号2、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在、●●、田、1, 203㎡、他計3筆、3, 104㎡、取り止めの理由としまして、売り主の都合により売買不成立となったため、計画を取りやめるため。</p> <p>以上、1件でございます。</p> <p>これをもって、報告を終わります。</p> <p>日程第5 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の18番から32番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案5ページをお開きください。</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号18、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、133㎡、譲受人の耕作面積は、2, 099㎡、通作距離は0.1km、農機具として、耕うん機1台です。</p> <p>番号19、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、250㎡、譲受人の耕作面積は、21, 362㎡、通作距離は0.1km、農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台です。</p> <p>番号20、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、99㎡、他3筆、383㎡、譲受人の耕作面積は、383㎡、通作距離は0.1km、農機具として、ありません。</p> <p>番号21、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 228㎡、他3筆、1, 284㎡、譲受人の耕作面積は、15, 596㎡、通作距離は0.1km、農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台です。</p> <p>番号22、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、145㎡、他3筆、582㎡、譲受人の耕作面積は、3, 219㎡、通作距離は0.1km、農機具として、トラクター3台です。</p> <p>番号23、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、692㎡、譲受人の耕作面積は、3, 219㎡、通作距離は0.1km、農機具として、トラクター3台です。</p> <p>番号24、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、328㎡、他3筆、1, 963㎡、譲受人の耕作面積は、13, 694㎡、通作距離は0.1km、農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、耕うん機1台です。</p> <p>番号25、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,</p>

496㎡、他2筆、3,126㎡、譲受人の耕作面積は、13,651㎡、通作距離は11.0km、農機具として、トラクター1台、耕うん機2台、です。

番号26、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,243㎡、譲受人の耕作面積は、37,204㎡、通作距離は8.0km、農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、予防機械1台です。

番号27、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、3,016㎡、譲受人の耕作面積は、37,204㎡、通作距離は8.0km、農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、予防機械1台です。

番号28、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、315㎡、譲受人の耕作面積は、315㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、管理機1台です。

番号29、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、1,496㎡、譲受人の耕作面積は、6,309㎡、通作距離は2.5km、大型農機具として、コンバイン1台、田植え機1台、トラクター1台です。

番号30、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,215㎡、譲受人の耕作面積は、6,309㎡、通作距離は2.5km、農機具として、コンバイン1台、田植え機1台、トラクター1台です。

番号31、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、357㎡、譲受人の耕作面積は、6,309㎡、通作距離は2.5km、農機具として、コンバイン1台、田植え機1台、トラクター1台です。

番号32、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、561㎡、他計2筆、1,051㎡、譲受人の耕作面積は、18,004㎡、通作距離は0.1km、農機具として、耕うん機2台です。

以上15件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について、追加説明を許します。

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います、質疑はありますか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案20号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第21号 非農地証明願について、この議案の16番から19番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 角田

議案9ページをお開きください。

議案第21号 非農地証明願について、でございます。

番号16、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は309㎡、他計5筆、合計1,586㎡、現況内容は山林原野で、申請理由は、25年前に植樹をして、耕作をしておらず、農地として使用できないため。

番号17、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は17㎡、現況内容は雑種地で、申請理由は、30年前から地区集会所の駐車場として使用しており、耕作をしておらず、農地として使用できないため。

番号18、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は727㎡、他計2筆、合計3,491㎡、現況内容は山林原野で、申請理由は、30年以上前に父が植林をして耕作をしておらず、農地として使用できないため。

番号19、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は9.03㎡、他計5筆、合計202.47㎡、現況内容は山林原野で、申請理由は、●●番地は、35年前に墓地を設置し、●●番地は70年前から鉄工所として使用しており、耕作をしておらず、農地として使用できないため。

以上4件でございます。

去る4月27日、非農地証明事務要領による現地確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすものとして問題なし、非農地として報告させていただきます。

以上です。

会長 川口

本件について、追加説明を許します。

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第21号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、この案件の16番、17番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案11ページをお開きください。</p> <p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号16、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、396㎡、転用計画の用途及び事由は、住宅用地、現在、実家で生活しているが、子供の成長に伴い手狭となり、将来の事を考え職場に近い申請地を買い受け住宅を建築するもの、施設の概要は、一般個人住宅、109.30㎡、資金計画は借入金、●●落長、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>番号17、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、1,049㎡、転用計画の用途及び事由は、その他の業務用地、現在、鏡野町役場施設内を間借りしており、事務所を新設するもの、施設の概要は、事務所、189㎡、資金計画は●●、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に分類、令和5年4月28日農振農用地除外されております。●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>以上、2件でございます。</p>
会長 川口	<p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地部会長 8番 北山委員。</p>
北山 委員	<p>農地区会で現地確認をしてみました。</p> <p>2件すべてにおいて、問題なしということで確認したということで、ご報告します。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p>

委員	<p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案14ページをお開きください。</p> <p>議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>貸借権の設定でございます。</p> <p>新規設定19筆、37,121㎡、再設定48筆、73,086㎡、合計67筆、110,207㎡、以上でございます。</p> <p>所有権移転でございます。</p> <p>新規設定19筆、37,121㎡、再設定48筆、73,086㎡、合計67筆、110,207㎡、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理事業分、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案15ページをお開きください。</p>

	<p>議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>貸借権設定でございます。</p> <p>新規設定11筆、13,719㎡、以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第11 議案第25号 農地利用最適化推進委員の辞任について、この議案の1番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案16ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号 農地利用最適化推進委員の辞任について、でございます。</p> <p>番号1 辞任者、秦野 好博、辞任の理由は、体調不良のため、委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで、ということでございます。</p> <p>令和5年3月31日付けで農業委員会へ届出がなされております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第25号、農地利用最適化推進委員の辞任についての件は、</p>



<p>委員</p>	<p>承認することに決定しました。</p> <p>日程第12 その他について、その他協議事項はありませんか。 (発言なし)</p> <p>以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します、これにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第5回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)</p>